

警備業法等の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

改正の概要

- ・これまで公安委員会から交付していた認定証が廃止されます。
- ・認定証に代わり、認定を受けたことを示す標識を主たる営業所の見やすい場所に掲示することが義務付けられます。
- ・各警備業者のウェブサイトにも標識の掲示が義務付けられます。(事業規模が著しく小さい場合等を除く。)

○認定証の廃止について

- ・認定証が廃止され、改正後は認定証の交付は行わず、認定(または認定の更新)をしたことについて通知のみを行います。
- ・改正前に交付した認定証については、改正後、返納等していただく必要はありませんが、これを掲示したとしても標識を掲示したことにはなりませんので注意して下さい。
- ・認定証の廃止に伴い、認定証書換え申請、認定証再交付申請は不要となります。

○認定の番号について

- ・認定証の廃止に伴い、「認定証番号」は「認定の番号」となります。
なお、京都府公安委員会においては、認定証番号は京都府の一連番号(最大で3桁)のみ表記していましたが、改正後は全国の認定の番号の表記に対応するため、これまでの認定証番号の先頭に京都府のコード「61」を付し、以下8桁の番号としてください。

例 (旧)認定証番号 第 3号→(新)認定の番号 第61000003号
(旧)認定証番号 第800号→(新)認定の番号 第61000800号

○各種様式の変更について

- ・今回の法改正に伴い、「法第11条第4項変更届出書」が「法第11条第3項変更届出書」に変更され、各種様式内の「認定証」が「認定」となるなど、各種の申請等の様式が変更されます。
- ・法改正後、当面の間は改正前の様式を取り繕って使用することも出来ます。

○標識の掲示について

主たる営業所には、認定を受けたことを示す標識を掲示してください。
標識は警備業法施行規則の別記様式第2号に従い、各警備業者等で必要事項を入力してA4サイズの紙に印刷(縦でも横でも可)して作成してください。

別記様式第2号(第6条関係)

警備業者	
認定をした公安委員会	京都府 公安委員会
認定の番号	第 61000●●● 号
有効期間	令和6年5月1日から 令和11年4月30日まで
氏名又は名称	株式会社●●警備
所在地	京都府〇〇市▲▲町××番地

前記の認定の番号(8桁)を記載してください。

現在の認定の有効期間を記載してください。更新された場合は、以前の有効期間満了日の翌日から5年間となります。

法人営業の場合法人名称、個人営業であれば営業者の氏名を記載してください。

主たる営業所所在地を記載してください。

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

○ウェブサイトへの標識の掲示について

警備業者が管理するウェブサイトにも上記の標識を

- ・トップページに標識を表示する方法
- ・「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換した標識データを表示させる方法のいずれかにより掲示してください。

なお、「事業規模が著しく小さい場合等」として、

- ・常時使用する従業者の数が5人以下の場合
- ・警備業者が管理するウェブサイト(運営を委託している場合を含む)を有していない場合

のいずれかに該当する警備業者はウェブサイトへの標識掲示義務は除外されます。

問合せ先

京都府警察本部 生活安全部

生活安全企画課 許可等事務審査室 防犯営業係

(代表)075-451-9111 内線3033・3034